

旅客の範囲の確認方法について

1. 旅客の範囲

福祉有償運送の旅客の範囲は、次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人とされている。

- | | |
|---|----------------|
| ① 身体障害者 | ② 精神障害者 |
| ③ 知的障害者 | ④ 要介護者 |
| ⑤ 要支援者 | ⑥ 基本チェックリスト該当者 |
| ⑦ 肢体不自由その他の障害（内部障害・難病患者・発達障害（自閉症、学習障害など）・手帳を持っていない人など）を有する者 | |

2. 運営協議会における確認の必要性

⑦その他の障害を有する者のうち、障害者手帳を所持していない者で、運送団体において福祉有償運送の必要性を判断できない場合は、運営協議会において判定することが必要である。

課題

障害者手帳等を所持していない申請者については、運営協議会における判断が必要となるが、年1回の開催であるため、1年以上の期間を要することが想定される。

国が示す判定方法の具体例

国通知では対象旅客の判定方法として、以下の4つの方法が挙げられている。

- | |
|-----------------------------------|
| I. 判定組織を設置して判断 |
| II. 運営協議会事務局で判断 |
| III. 運送団体が会員登録時に書面を確認、運営協議会事務局で判断 |
| IV. 運営協議会で判断 |

今後の判定方法（事務局案）

⑦の申請者のうち、障害者手帳等を所持していない者による申請があった場合、対象旅客としての確認については、国が示す確認方法のⅢ「運送団体が会員登録時に書面を確認、運営協議会事務局で判断」により対応することとし、迅速かつ適正な判定作業を行うこととする。

なお、当該対象者の判定を行った場合には、直近の運営協議会において報告する。

○会員申請時の確認事項

- ・ 申請者の具体的な心身状況等の説明を求める
- ・ 疾病を証明する書類（医師の診断書等）
- ・ 医師の診断書が入手困難な場合は、障害福祉サービス事業者等が作成した身体状況等を記録した文書